

私は下記の事項に同意し、パレット市民劇場の利用を申請します。

署名日： 年 月 日 団体名 _____

氏 名 _____

パレット市民劇場利用に関する同意書

1. 期日内に施設利用料と附属設備利用料の支払いを行うこと

「市民劇場利用許可申請書」の提出後、※施設の利用許可をもって利用が確定し、同時に施設利用料の支払い義務が生じます。

施設利用料は請求書に記載されている期限内にお支払ください。期限までに納付がない場合、施設のご利用ができなくなる場合があります。

許可日以後の「日程変更」・「利用時間変更」「利用の取り止め」は全てキャンセル扱いとなります。納付前であっても下記の通りキャンセル料が発生し、キャンセル料の納付を行う必要がありますので、十分考慮の上申請を行ってください。

◇利用日の 30 日以上前・・・キャンセル料は施設利用料の 50%

◇利用日の 29 日前から利用日当日・・・キャンセル料は施設利用料の 100%

※「市民劇場利用許可証」の発行をもって「施設の利用許可」とし、利用許可証に記載された発行日を「許可日」とします。

2. 附属設備利用料の算定方法について了承すること

附属設備利用料の、リハーサル、本番ごとに回数分の利用料を算定いたします。(複数公演の場合は、公演回数分の利用料が発生します。)リハーサル、本番がそれぞれ 4 時間を超えた場合、使用の有無に関わらず準備されているすべての附属設備に対し、1 回分の利用料を加算します。場当たり、音づくり、明かりづくりについては、劇場がリハーサルと判断した場合、回数が加算されます。冷房利用料は、1 時間毎に算定します。(※附属設備利用料(設備・備品利用料)『利用回数の算定基準』をご覧ください)

3. 劇場利用時間は、催し物開催に要する全ての時間を含めて設定すること

劇場利用時間の設定は、準備(舞台セッティング・調律等)から、リハーサル、本番、撤収まで、催し物開催に要する全ての時間を考慮し、無理のないタイムスケジュールで行うこと。

(準備時間と片付け時間として、最短でもそれぞれ 1 時間以上を確保すること。)

4. 台風、災害、感染症の影響により、劇場が閉鎖になった場合は、施設利用料返還以外の責を施設管理者である指定管理者は負わないことを了承すること

台風の影響で、公共交通機関(ゆいレールやバス)が運休する場合は、劇場は閉鎖いたします。

5. 会場責任者を設定し、劇場利用中は安全管理責任を負うこと

会場責任者を利用許可申請書に明示すること。

会場責任者は舞台上を含め、施設内の安全管理と感染症全般に対する対策を十分に行ってください。（感染症対策については「パレット市民劇場・那覇市民ギャラリー感染拡大予防ガイドライン」をご参照ください。）

楽屋、練習室、舞台を利用する際は、広さに適した人数で安全に利用してください。

施設内外に関わらず、廊下やベランダを楽屋や練習場所（楽器の演奏や声出し場所）として利用することは禁止です。

6. 入場者数が固定席数を超えないよう管理を徹底すること

固定席数（387 席）を超える入場者の受入れ、立ち見、通路、階段への座り込みは禁止です。
禁止行為による、来場者とのトラブルやクレームは主催者が責任を持って対応してください。

7. 調律、演出対応、※インターネット回線の設置等、各種業者の手配は主催者が行うこと

調律や演出対応が必要な場合は、主催者が調律、音響、照明、大道具等の各専門業者を手配すること。劇場が対応できる範囲については内容によって異なりますので、事前にお問い合わせの上ご確認ください。
※劇場には主催者が利用できるインターネット回線は有線・無線共にありません。

8. 使用楽曲の著作権手続き、演出としての火気（クラッカー、ろうそく、ローカロリー花火等）を使用する 手続きは、主催者が関係官公署へ届出を行うこと

スモークマシン、ドライアイスマシンを使用する場合は劇場への申請が必要です。責任者は避難誘導員を選定し、誘導員の担当箇所と避難経路を伝達すること。

9. 劇場利用中、主催者、主催関係者が原因となる施設・備品の破損、汚損があった場合は、主催者が損害 に対する回復と弁償を行うこと

10. 劇場利用中に主催関係者から出たごみは持ち帰ること

11. 感染症が流行した場合、主催者が感染予防対策の内容を検討し実施すること

対策の参考として「パレット市民劇場・那覇市民ギャラリー感染拡大予防ガイドライン」をご確認ください。

12. 利用許可申請書への記入事項に変更があった場合は、適宜申請を行うこと

利用時間、入場料、代表者、会場責任者等を変更する場合は、劇場に連絡し必要な書類を提出すること。